

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例の制定について

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「で、次に掲げる」を「であって、法の規定による国の補助を受けて市が建設、買取り又は借上げをした」に改め、同号ア及びイを削る。

(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例の廃止)

第 2 条 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例（平成 6 年条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

本市の特定優良賃貸住宅制度の終了に伴う必要な規定の整備等をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。